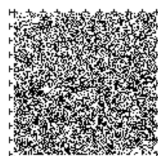


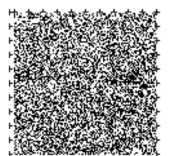
1 介護保険運営協議会

(1) 開催経過

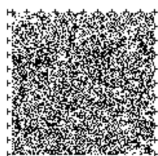
回数	開催日・会場	主な検討内容
第1回	令和3年7月29日(木) Web会議システムによる オンライン開催	①委員の委嘱および紹介 ②区幹事および事務局紹介 ③会長・会長代理の選出 ④介護保険運営協議会について ⑤高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ⑥練馬の介護保険状況について
第2回	令和3年11月16日(火) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①特別養護老人ホームの開設等について ②都市型軽費老人ホームの整備計画について ③看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について ④新型コロナウイルス感染症対策事例集について ⑤介護保険事業計画における計画値と実績値の比較について ⑥地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析について
第3回	令和4年5月24日(火) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 主な取組事業の進捗状況報告 ②第2次みどりの風吹くまちビジョン 改訂アクション プランについて ③高齢者基礎調査等について ④特別養護老人ホームの開設について ⑤区内特別養護老人ホームにおける障害者の短期入所の 実施について ⑥区立デイサービスのあり方の検討について
第4回	令和4年7月26日(火) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 策定について ②高齢者基礎調査等について ③特別養護老人ホームの開設について ④都市型軽費老人ホームの開設について ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設につ いて ⑥看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について



回数	開催日・会場	主な検討内容
第5回	令和4年10月24日(月) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ①第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る諮問 ②第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に向けた調査について ③高齢者基礎調査について ④検討課題と分科会の設置について ⑤国における介護保険制度の見直しの動向について ⑥特別養護老人ホームの開設および増床について ⑦都市型軽費老人ホームの開設について ⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設について
第6回	令和5年3月22日(水) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ①練馬区高齢者基礎調査の調査結果(速報)について ②第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について <ul style="list-style-type: none"> ・人口推計等(暫定版)について ・国における介護保険制度の見直しの動向について ③地域包括支援センターの増設・移転等について ④街かどケアカフェ事業の充実について ⑤もの忘れ検診の拡充等について ⑥看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について
第7回	令和5年4月19日(水) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ①第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域について ・施策案 認知症高齢者への支援の充実 ・施策案 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備
第8回	令和5年5月24日(水) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ①第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について <ul style="list-style-type: none"> ・施策案 介護保険施設等の整備と住まいの確保 ・施策案 介護の現場を支える総合的な人材対策の推進
第9回	令和5年6月28日(水) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ①第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について <ul style="list-style-type: none"> ・施策案 元気高齢者の活躍とフレイル予防の推進 ・施策案 高齢者を支える地域との協働の推進



回数	開催日・会場	主な検討内容
第10回	令和5年8月29日(火) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 検討について ・検討結果報告書について(練馬区地域包括支援センタ ー運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会) ・答申(たたき台)について ・今後の検討スケジュールについて
第11回	令和5年10月23日(月) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 検討について ・答申(案)について ・計画(素案)の概要について
第12回	令和5年11月20日(月) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 検討について ・計画(素案)について
第13回	令和6年2月14日(水) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (案)について
第14回	令和6年3月19日(火) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 策定について

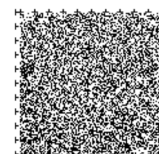


(2) 第8期練馬区介護保険運営協議会委員名簿

(委員定数：25人 任期：令和3年7月1日～令和6年6月30日)

選出区分	氏名(敬称略)	所 属	
被保険者	岩月 裕美子	公募委員 (高野台在住)	
	江幡 真史	公募委員 (石神井町在住)	
	腰高 文子	公募委員 (中村北在住)	
	嶋村 英次	公募委員 (中村在住)	
	関 洋一	公募委員 (三原台在住)	
	高橋 司郎	公募委員 (光が丘在住)	
	竹中 直子	公募委員 (東大泉在住)	
	横山 千津子	公募委員 (春日町在住)	
医療保険者		選任中	
医療従事者	石黒 久貴	練馬区医師会 在宅医療部介護保険対策 担当理事	令和4年6月24日まで
	寺嶋 雄一郎	練馬区医師会 在宅医療部介護保険対策 担当理事	令和4年6月25日から
福祉関係団 体の職員ま たは従事者	大羽 康弘	練馬区社会福祉協議会 常務理事・事務局長	
	長谷川 和雄	練馬区民生・児童委員協議会 代表副会長	令和5年2月28日まで
	関口 正樹	練馬区民生・児童委員協議会 代表副会長	令和5年3月1日から
	岩瀬 康子	練馬区老人クラブ連合会 女性部長	
	出頭 雅子	高野台地域包括支援センター センター長	令和5年3月31日まで
	松田 好美	練馬地域包括支援センター センター長	令和5年4月1日から
	福島 敏彦	練馬区社会福祉事業団 理事長	
	高原 進	練馬区シルバー人材センター 会長	
介護サービ ス事業者の 職員	中村 哲郎	医療法人財団 秀行会 理事長	
	加藤 雄次	指定介護老人福祉施設こぐれの里 施設長	
	長谷川 泰久	大泉学園やまぼうし 管理者	
	石黒 浩	居宅介護支援事業所ベスト・ケアー 練馬ステーション 事業部長	令和3年9月30日まで
	永沼 明美	光が丘訪問看護ステーション 管理者	令和3年10月1日から
	齋藤 弘	辻内科循環器科歯科クリニック リハビリテーション部部长	
	加藤 均	株式会社みんなのかいご 代表取締役	
	青木 伸吾	有限会社アオキトゥーン 取締役	
学識経験者	◎市川 一宏	ルーテル学院大学 名誉教授	
	○内藤 佳津雄	日本大学文理学部 教授	

※ ◎：会長 ○：会長代理



(3) 練馬区介護保険条例および練馬区介護保険条例施行規則

①練馬区介護保険条例（抜粋）

第3章 介護保険運営協議会

（設置）

第6条 介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として、練馬区介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 法第117条第1項の介護保険事業計画および老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の老人福祉計画に関する事項

(2) その他介護保険事業の運営に関する重要な事項

（組織）

第7条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

(1) 被保険者

(2) 医療保険者（法第7条第7項に定めるものをいう。）の職員

(3) 医療従事者

(4) 福祉関係団体の職員または従事者

(5) 介護サービス事業者（法第4章により保険給付の対象となる事業を行うものをいう。）の職員

(6) 学識経験者

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第9条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

②練馬区介護保険条例施行規則（抜粋）

第3章 介護保険運営協議会

（介護保険運営協議会の構成）

第6条 条例第7条に規定する練馬区介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）の委員の構成は、つぎのとおりとする。

(1) 被保険者 8人以内

(2) 医療保険者の職員 1人以内

(3) 医療従事者 1人以内

(4) 福祉関係団体の職員または従事者 6人以内

(5) 介護サービス事業者の職員 7人以内

(6) 学識経験者 2人以内

（会長）

第7条 協議会に会長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

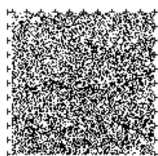
3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。



(1) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8および介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定および進捗管理を行うに当たり、庁内の総合的な調整および情報の共有化を図るため、練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、つぎに掲げる事項を所掌する。

- (1) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定方針の検討に関すること。
- (2) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の内容の検討に関すること。
- (3) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況の把握に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

（構成）

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、高齢施策担当部長とする。
- 3 副委員長は、福祉部長および健康部長とする。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（運営）

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長のうち委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

（分科会の設置および構成等）

第5条 委員会には、特定事項の調査および検討を行うため、分科会を置くことができる。

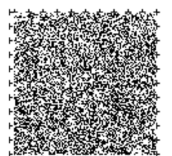
- 2 分科会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、高齢施策担当部高齢社会対策課において処理する。

（委任）

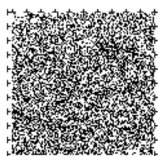
第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。



(2) 委員名簿

職 名
◎ 高齢施策担当部長
○ 福祉部長
○ 健康部長
企画部 企画課長
危機管理室 区民防災課長
区民部 国保年金課長
産業経済部 経済課長
地域文化部 地域振興課長
地域文化部 文化・生涯学習課長
地域文化部 スポーツ振興課長
福祉部 管理課長
福祉部 障害者施策推進課長
福祉部 生活福祉課長
福祉部 光が丘総合福祉事務所長
高齢施策担当部 高齢社会対策課長
高齢施策担当部 高齢者支援課長
高齢施策担当部 介護保険課長
健康部 健康推進課長
健康部 北保健相談所長
地域医療担当部 地域医療課長
地域医療担当部 医療環境整備課長
建築・開発担当部 住宅課長

※ ◎：委員長 ○：副委員長



練馬区 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
第9期（令和6～8年度）

令和6年（2024年）3月

発行 練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課

所在地 〒176 - 8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所 西庁舎3階

電話 03-5984-4584（直通）

FAX 03-5984-1214

